

光地区消防組合公告第2号

光地区消防組合消防職員採用試験を次のとおり実施します。

令和4年6月1日

光地区消防組合

管理者 市 川 熙

1 区分、職種及び採用予定人員

(1) 区分

上級、中級、初級及び消防職員経験者枠（上級・中級・初級）

(2) 職種

消防吏員

(3) 採用予定人員

2名程度

2 受験資格

(1) 上級

平成6年4月2日から平成13年4月1日までに生まれ、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（管理者がこれと同等と認めるものを含む。）を卒業又は令和5年3月卒業見込みの者

(2) 中級

平成6年4月2日から平成15年4月1日までに生まれ、学校教育法に規定する短期大学、高等専門学校（管理者がこれと同等と認めるものを含む。）を卒業又は令和5年3月卒業見込みの者

(3) 初級

平成6年4月2日から平成17年4月1日までに生まれ、学校教育法に規定する高等学校卒業程度の学力を有する者

(4) 消防職員経験者枠

ア 上級

(ア) 学校教育法に規定する大学（管理者がこれと同等と認めるものを含む。）を卒業した者

(イ) 令和4年9月18日現在、山口県外の消防の職務に従事しており、かつ消防学校の教育訓練の基準（平成15年消防庁告示第3号）第3条第2項に規定する初任教育の課程を修了した者

(ウ) 昭和58年4月2日以降に生まれた者

イ 中級

(ア) 学校教育法に規定する短期大学、高等専門学校（管理者がこれと同等と認めるものを含む。）を卒業した者

(イ) 令和4年9月18日現在、山口県外の消防の職務に従事しており、かつ消防学校の教育訓練の基準第3条第2項に規定する初任教育の課程を修了した者

(ウ) 昭和58年4月2日以降に生まれた者

ウ 初級

(ア) 学校教育法に規定する高等学校卒業程度の学力を有する者

(イ) 令和4年9月18日現在、山口県外の消防の職務に従事しており、かつ消防学校の教育訓練の基準第3条第2項に規定する初任教育の課程を修了した者

(ウ) 昭和58年4月2日以降に生まれた者

(5) 居住地

採用後において光地区消防組合の管轄区域（光市、田布施町又は周南市（平成15年4月20日における熊毛町の区域に限る。））に居住できる者

(6) 次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本国籍を有しない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 光地区消防組合において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年

を経過しない者

エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(7) 身体基準

ア 視力 矯正視力を含み両眼で0.7以上かつ一眼でそれぞれ0.3以上

イ 弁色力 職務の遂行に支障がないこと

ウ 聴力 左右とも正常であること

3 職務内容

火災出動、救急出動、その他災害出動及び火災予防等の消防業務に従事します。

4 受験手続

(1) 受験申込書等の請求

ア 直接受け取る場合

光地区消防組合消防本部総務課で配布します。

イ 郵便で請求する場合

封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きし、返信先を明記し、140円切手を貼付した封筒（A4サイズが入るもの）を同封し、総務課へ請求してください。

請求先	〒743-0011 山口県光市光井六丁目16番1号 光地区消防組合消防本部総務課
-----	---

ウ ホームページからダウンロードする場合

光地区消防組合のホームページ (<https://119.city.hikari.lg.jp>) からダウンロードし、A4サイズの厚手の白紙に印刷してください。

(2) 受験申込方法

ア 提出物

(ア) 受験申込書（写真1枚貼付）

(イ) 写真1枚(受験申込書と同じもの)

(ウ) 383円切手

(エ) 卒業証明書若しくは卒業証書の写し又は卒業見込証明書

イ 提出先

〒743-0011

山口県光市光井六丁目16番1号

光地区消防組合消防本部総務課

郵送で提出される場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書し、簡易書留等の確実な方法により提出してください。

(3) 受験票の送付

受験申込書を受理したら、折り返し受験票(はがき)を送付します。

9月2日(金)までに受験票が到着しないときは、光地区消防組合消防本部総務課(電話0833-74-5601)に照会してください。

5 受験申込書受付期間

令和4年6月20日(月)から令和4年8月19日(金)まで

(1) 持参の場合

平日の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

(2) 郵送の場合

受付期間内の消印のあるものに限り有効です。

6 試験日時及び場所

(1) 第一次試験

日時 令和4年9月18日(日) 午前9時00分から

受付 午前8時30分から

場所 光市光井六丁目16番1号

光地区消防組合消防本部

(2) 第二次試験(第一次試験合格通知の際にお知らせします。)

10月の予定

合格通知と併せて所定の健康診断書を送付しますので、医療機関で健康診断を受診し、第二次試験当日に健康診断書を持参してください。

健康診断に必要な経費は、受験者の負担となります。

7 試験内容

(1) 第一次試験

ア 上級、中級、初級

(ア) 教養試験（社会、人文、自然に関する一般知識及び文章理解、判断推理、資料解釈等）

(イ) 適性試験（消防職員としての適応性検査）

(ウ) 体力検査（握力、シャトルラン）

(エ) 面接試験（個別面接により行う予定です。）

イ 消防職員経験者枠（上級・中級・初級）

(ア) 社会人基礎試験（社会的関心と理解、言語的な能力、論理的な思考力、職場への適応性）

(イ) 体力検査（握力、シャトルラン）

(ウ) 面接試験（個別面接により行う予定です。）

(2) 第二次試験

第一次試験の合格者について、次のとおり行います。

ア 作文試験（思考力、判断力、表現力、構成力等について評定します。）

イ 面接試験（個別面接により行います。）

8 試験結果の発表

合格者の受験番号を公告するとともに、受験者全員にその結果を通知します。

9 採用の時期及び待遇等

(1) 合格者は、令和5年4月1日以降の採用となります。

(2) 給与及び勤務時間は「光地区消防組合職員の給与に関する条例」及び「光地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例」の定めによります。

なお、給料は、上級、中級、初級又は消防職員経験者枠（上級・中級・初級）など各人の経歴によって異なりますが、新卒者の初任給は、次のとおりです。

（令和4年4月1日現在）

区 分	上級	中級	初級
新卒者	188,700 円	168,900 円	154,900 円

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

- (3) 区分の「上級、中級、初級」で採用された方は、山口県消防学校において採用後約8ヶ月間（令和5年4月～同年11月予定）の教育研修を受けることとなります。